

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	越 生 町

越生町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 越生町 産業観光課農林担当
所 在 地 入間郡越生町大字越生 9 0 0 - 2
電 話 番 号 0 4 9 - 2 9 2 - 3 1 2 1
F A X 番 号 0 4 9 - 2 9 2 - 3 3 5 1
メールアドレス sangyoukankou@town.ogose.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	越生町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲・いも類	11a・294千円
ニホンジカ	果樹	0a・0千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物への被害が年々増加傾向にあり、それに伴い耕作意欲が減退し、耕作放棄地の増加に拍車がかかっている。 イノシシの生息域については拡大傾向にあり、農業被害及び生活被害が山間地域のみならず平坦地において発生している。ニホンジカの被害も把握できていないが目撃情報が増えており、農業被害が発生していると思われる。また、クマ、サルについても目撃情報などがありいつ被害が発生してもおかしくない状況である。なお、軽微な被害で具体的な数値は把握できてはいないが、アライグマによる農作物の被害は町内全域で確認されており、同所的に生息するハクビシン、タヌキ、アナグマとの複合的な農作物被害が起きているものと考えられる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	11a・294千円	8a・235千円
ニホンジカ	0a・0千円	0a・0千円
サル	—	—
アライグマ	—	—

ハクビシン	—	—
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
クマ	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲	越生猟友会越生支部に捕獲を依頼し実施しているが、高齢化等により猟友会員が減少し、後継者の確保が急務である
	アライグマの捕獲 捕獲器購入の補助	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施している。 過去3年間で11人の補助申請があり、捕獲器を購入しているが、補助があるのを知らない人がまだ多く周知が必要。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の普及推進 防護柵設置費の補助	被害農家への設置を提案し、設置費用を助成する補助金制度もある。 農家でも防護柵の効果がみられるため、過去3年間で39件の補助申請があったが、捕獲に頼る傾向があるうえに、完全には防除できず、被害を免れることは難しい。
生息環境管理その他の取組	アライグマ捕獲従事者の育成（アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催）	アライグマ捕獲従事者の育成を行うことにより、住民の被害防止技術が向上してはいるが、完全には防除できず、被害を免れることは難しい。過去3年間で新規に31人研修を受けてはいるものの研修会の開催を知らない住民もいるので周知をしていくことが必要。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1・侵入防止柵の整備、設置及び研修会の実施 2・有害鳥獣による農作物被害状況の実態調査 3・猟友会との連携による効果的な捕獲の実施及び適切な個体管理 4・一般住民によるわな免許取得推進 5・ICT機器によるわなの管理の簡素化 6・アライグマ捕獲従事者の育成 7・クマ用箱わなの設置 |
|--|

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

越生猟友会越生支部への捕獲依頼を基本とする。なお、アライグマの捕獲については、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施する。また、新たな捕獲従事者を育成する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

8	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ	くくりわな数の充実化 I C T 導入による捕獲効率の向上 小型獣捕獲わなの貸出 捕獲従事者の育成 獣害対策研修会の開催 クマ用箱わなの設置
9	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ	くくりわな数の充実化 I C T 導入による捕獲効率の向上 小型獣捕獲わなの貸出 捕獲従事者の育成 獣害対策研修会の開催 クマ用箱わなの設置
10	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ	くくりわな数の充実化 I C T 導入による捕獲効率の向上 小型獣捕獲わなの貸出 捕獲従事者の育成 獣害対策研修会の開催 クマ用箱わなの設置

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害状況、生息数等県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合を図りながら有害鳥獣捕獲を基本として、計画年度ごとに必要最小限の捕獲を実施する。 対象鳥獣については、近年の捕獲実績を踏まえて設定した。 なお、アライグマ捕獲については埼玉県アライグマ防除実施計画に基づいた全頭捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	55頭	55頭	55頭
ニホンジカ	75頭	75頭	75頭
サル	5頭	5頭	5頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭

タヌキ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
クマ	2頭	2頭	2頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段：銃、捕獲檻、くくりわな、箱わな 実施予定時期：通年 捕獲予定場所：町内全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣を捕獲する際に、ライフル銃を使用する場合がある。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
越生町	権限委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100a	100a	100a
ニホンジカ	100a	100a	100a

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼
ニホンジカ	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ	放任果樹の除去 県主催の研修会の周知 住民への情報提供・注意喚起 遊休農地の解消
令和9年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ	放任果樹の除去 県主催の研修会の周知 住民への情報提供・注意喚起 遊休農地の解消
令和10年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ	放任果樹の除去 県主催の研修会の周知 住民への情報提供・注意喚起 遊休農地の解消

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

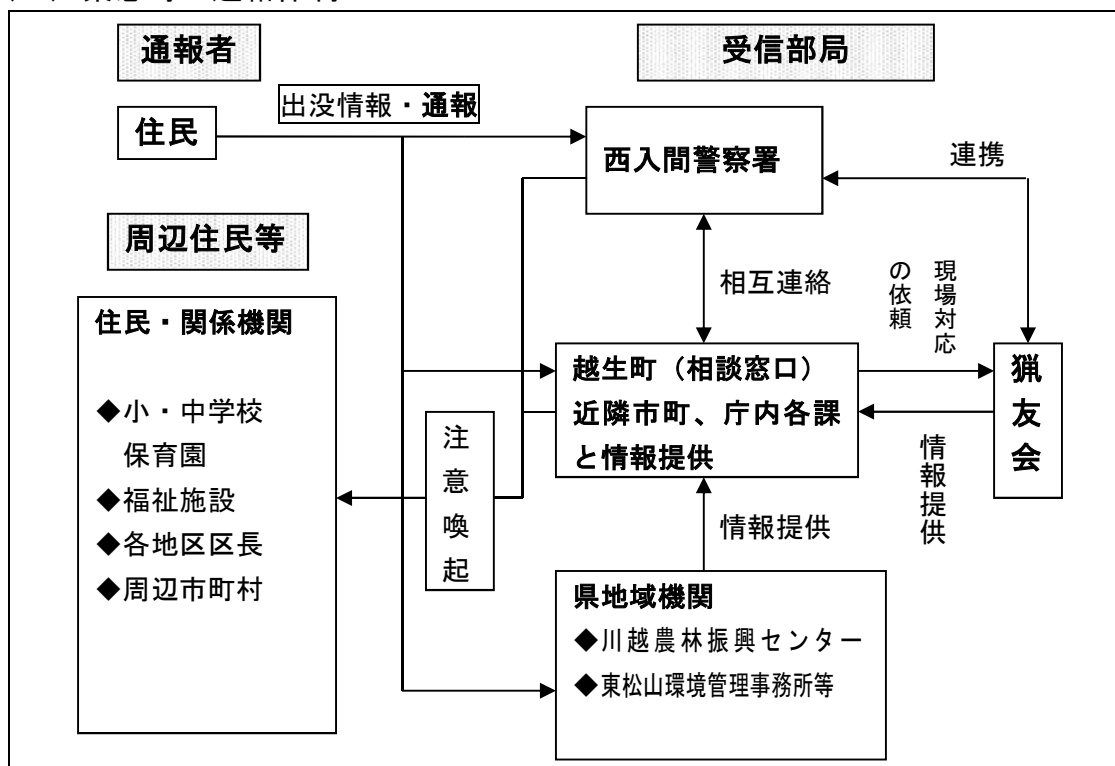
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西入間警察署	住民・関係機関への注意喚起、町と相互連絡
越生猟友会越生支部	西入間警察署と連携し、町等からの依頼を受け、捕獲または追い払い等を実施
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言、指導
埼玉県東松山環境管理事務所	対策の助言、指導
越生町産業観光課	住民・関係機関への注意喚起、警察署との相互連絡、猟友会に捕獲または追い払い等の

	依頼
--	----

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設を行う。

アライグマは薬殺後、焼却処分とする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では行っておらず、活用に向けた検討を行う
ペットフード	現状では行っておらず、活用に向けた検討を行う
皮革	現状では行っておらず、活用に向けた検討を行う
その他	現状では行っておらず、活用に向けた検討を行う

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	越生町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
越生猟友会越生支部	有害鳥獣捕獲の実施。
越生町農業委員会	事業推進の協力、農作物の保護。
いるま野農業協同組合	事業推進の協力。
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言、指導
越生町産業観光課	事業の推進、周知、事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
	該当なし

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

追い払い活動や被害軽減対策、捕獲の中心となる町職員や猟友会会員等を構成員として、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討していく。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地区ごとの追い上げ、追い払い体制の整備を検討する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣による被害防止のために、農業者、地域、関係機関と一体となって対策に取り組む。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。